



Title	「カルト」問題と社会秩序(2) : 脱会カウンセリングと信教の自由
Author(s)	櫻井, 義秀
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 117, 109-157
Issue Date	2005
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/1001
Type	article (author version)
File Information	bungaku117.pdf



[Instructions for use](#)

「カルト」問題と社会秩序（2）－脱会カウンセリングと信教の自由－

(Cult Controversy and Social Order: Exit Counseling and Freedom of Religion)

櫻井 義秀

1 「カルト」問題の転換

日本のカルト問題は、1995年の地下鉄サリン事件から10年を経て、社会問題としての扱い方に変化が見られるようになった。1995-2000年の間は、オウム真理教はもとより社会と葛藤を生じている教団に対して、社会は過剰なまでに防御的反応を示した。日本社会という一体性、市民社会的秩序がどの程度保たれているかは別として、それらを乱す異質な人々・集団に対するモラル・パニック的状況が出現したことは確かである。「カルト」は怖い。「マインド・コントロール」で人を奴隷のように操る。このような漠然としたイメージがメディア情報により喚起された。不安は煽られるだけ煽られた。「カルト」視された団体に対する実質的な対処としては、靈感商法の統一教会、足裏診断の法の華三法行、ミイラ事件のライフスペース等において、オウム同様、宗教的に粉飾された献金や布施、物品販売、及び信徒・信者への虐待が違法行為として裁かれたのである。

しかしながら、教祖が刑事告訴を受け、収監された法の華やライフスペースは破産・破綻して、信者は四散したが、統一教会は宗教法人として存続している。オウムも宗教法人の認証を取り消され、破産宣告を受け、教団の資産は管財人によってサリン事件等の被害者への賠償金に充てられたが、アーレフと改称して宗教組織としては存続している。教団の違法行為に直接荷担した信者達を裁けても、それらの違法行為を生み出した教団そのものを裁くことはできない。その結果、刑事的責任を追求されない現在の教団とその信者達に社会はどのように対処していくべきか、ということが問題として残ったのである。

2001年から2005年までの間に、この問題を突きつけられた地域社会や教育機関が、「カルト」との共存はご免と、居住反対運動や大学入学不許可という対応をとった。行政は当初、地域における「公共の福祉」という名目で彼等の住民票を受理しなかった。90年代後半の「カルト」批判の高まりや、教団を監視するために新法まで作った社会的雰囲気の中では、住民の不安を治めるために仕方ないやり方だったのかもしれない。しかし、アーレフ信者や関係者の訴えにより、裁判所は、地域社会と大学に法の遵守を求めた。つまり、居住の自由、就学の権利といった日本国民が等しく享受できる基本的人権は、「カルト」視される信者にも適当されるということが再度確認されたのである。アーレフ関係者の裁判を積極的に支援した人権擁護団体の人々があり、この時期、評論家やマスメディア関係者がモラル・パニックを戒め、「カルト」排除の論理を「公共性」に反する感情論として批判していった。「オウム・バッシング」で明け暮れた90年代末に飽きた言論人や一般の人々も、「カルト」の信者も普通の人達であるという見解を持つようになっている。現時点において、なお地域や大学でアーレフ信者や関係者の受け入れ反対を主張してきた人々は、頑

なな人達と見なされ、社会的に孤立する様相すら呈している（櫻井, 2004）。

このように、この10年あまりの間に「カルト」問題の性質と社会的対処のやり方が変わってきた。前半の「カルト」問題とは宗教集団が生み出した犯罪への対処であり、捜査や裁判、精神鑑定・心理鑑定等に関わる人々によって、「カルト」への専門的介入が行われていった。容疑者の裁判は現在も継続され、脱会者の心理的なカウンセリングも継続されているが、一部の専門家や被害者・被害者の関係者が関わる特殊な社会問題とみなされつつある。善悪二元論で割り切れる分かりやすい「カルト」問題の時代であった。

後半の「カルト」問題とは、犯罪や病理を除去されたはずの教団に忌避感情を示す一般市民の態度に、メディアの言論人や人権尊重を求める団体が提起した信教の自由や人権問題である。本稿で取り上げる事例が、脱会カウンセリングに対する教団と宗教ジャーナリスト側からの批判である。脱会カウンセリングとは、特定教団に入信した信者はマインド・コントロールされているために信者であり続けるとみなし、家族とカウンセラーが積極的に信者当人の信仰問題に介入することでマインド・コントロールを解き、教団から脱会させようという特殊なカウンセリングである。当然のことながら、教団にとってこのような介入は信教の自由を侵害する重大な違法行為であると認識される。また、脱会カウンセリングの技法をめぐる、宗教ジャーナリストは信者の身体を意に反して拘束し、棄教を迫ることは重大な人権侵害であると主張する。ここには一般の人達も人権論的見地や日本社会の閉鎖性を問題にするという地点から論議に加わってきている。

教団と対立する世俗社会の関係は逆転されており、「カルト」問題は問題化の構図そのものが問われ始めているとさえ言えるのである。

2 事例の概略

1998年以降、統一教会信者とエホバの証人の信者が、違法に脱会・棄教を強要されたとして、家族や関係者、カウンセリングに関わった牧師を訴える事件が続いている。こうした裁判は5件あり、そのうち2件が信者の請求を全て棄却し、3件が一部に違法行為があったとして損害賠償の請求を認めた。

教団側では、子供の信仰を認めない親や、妻の信仰を認めない夫が行う脱会の強要は、「強制改宗」を目的とする「拉致監禁」の手段によるものであるから違法行為であり、信教の自由に対する迫害であると主張してきた。また、宗教ジャーナリストの室生忠は、2000年から雑誌『創』とホームページ上で「現代日本の強制棄教」「隔離説得」と彼が名付けた実態を批判しており、同じくルポライターの米本和広も著書の『教祖逮捕』や雑誌記事「書かれざる『宗教監禁』の恐怖と悲劇」において、違法な拉致監禁は許されないし、脱会させられた信者の心の傷は深い（PTSD）と主張している。

このような批判に対して、家族関係者や牧師達は法廷で反論した。「拉致監禁」ではなく、「保護」である。「強制改宗・棄教」ではなく、親と子、夫と妻の「話し合い」とい

う。統一教会の場合、子供が突然職場を辞めて教団に「献身（専従の教会員になること）」したことで親が子供の信仰に気づくことが多い。信仰に反対された子供は、親に居住地を知らせないまま様々な教団活動に従事し、合同結婚式に参加していく。親にしてみれば、教団に奪われた子供を取り戻し（「保護」）、じっくり話し合う場を設定することのどこに問題があるのかということになる。「話し合い」の結果、脱会を選択する信者もいれば、脱会しない信者もいる。上記の 5 件の裁判は、脱会しなかった信者が、脱会のための話し合いやカウンセリングを違法行為として訴えたものであった。エホバの証人の場合は、子供を連れて礼拝出席や伝道活動を行う妻の活動に反対する夫が、牧師を交えて妻とじっくり話し合いをするという主張である。教団や教会のメンバーと連絡が取れない状態にしておくのは、信者本人が静かに自分一人で考え、決断してもらうためであるとされる。

双方の主張は鋭く対立している。法廷において親と子、夫と妻が意見を陳述し、それぞれの代理人が、かたや「強制棄教」を目的とした「拉致監禁」の違法性を批判し、かたや「話し合い」の必要性と正当性を弁護する。同じ行為に対する評価がこれほど食い違うのはなぜだろうか。信教の自由は、信ずる内容を問わず、憲法が保障する最も基本的な人権である。統一教会であろうとエホバの証人であろうと、信仰の自由は保障されなければならない。当然すぎる議論である。信者・教団、宗教ジャーナリストの側は、原理的な、一般的な人権論にたっている。それに対して、家族、教会関係者の側は、子供や妻が自主的に信仰し、教団活動に従事していると思えないし、そのような信仰と活動が本人と一般社会のためにならないと考えられるので、信者に信仰の中身と教団活動そのものを再考してほしいと頼んでいる。教団活動の特殊性、事態の緊急性を考慮に入れ、なおかつ子供や家族への配慮という具体的な脈絡を考えると、「再考を迫る」ことは信教の自由に抵触しているとはいえないのではないかというケースバイケースの対処論である。

本稿では、どちらが正しいというような判断はしない。論理的に優れた議論であっても、現実の脈絡に即していない可能性もあり、特定の社会問題を解決することに力のない正論も少なくない。しかし、他方で、現実に即した共感できる提案であっても、特殊な問題解決のやり方が、長期的には深刻な別の問題を惹起する可能性もある。ここでは、脱会カウンセリングという現場で生じた「信教の自由」をめぐる裁判と論争を事例に、何が問題であったのかを事実面に即して明らかにし、双方の主張と対応させてみたい。

具体的には、3 節で脱会カウンセリングという特殊なカウンセリングが行われてきた経緯と中身を概説し、4 節で裁判の事例を詳しく報告する。そして、5 節で、脱会カウンセリングを批判した室生忠と米本和広が提起した問題群を考察してみることにする。室生の記事には、統一教会の批判的活動を 40 年近く続けてきた浅見定雄に対する批判的記事があり、これは浅見により事実誤認、名誉毀損の二点から損害賠償請求が提訴され、最高裁で室生に謝罪と賠償が命じられた。また、米本は、脱会カウンセリングが信者に与える後遺症を PTSD として否定的に論じている。これは「カルト」視される教団から脱会した信者の回復過程に関わる重要な論点を指摘しながらも、記憶と語りに関わる近年の研究成果を見落と

しているために、脱会カウンセリングに批判的な信者・元信者の「証言」や教団の公式見解に依拠した議論の展開になっている。こうした論争に派生する問題に関しても 6 節で議論を補足しておき、最後に、脱会カウンセリングに関わる展望を述べることにしたい。

3 ディプログラミングから脱会カウンセリング、思想改造コンサルテーションへ

脱会カウンセリング (exit-counseling) という言葉は、「カルト」問題に巻き込まれた人以外には殆ど知られていないだろう。臨床心理や精神医学の専門家で知っている人も少ないと思われる。これは心理療法の技法ではない。「カルト」視される教団に所属している信者に家族が働きかけて脱会を促す際に、「カルト」問題の専門家がカウンセラーとして関わり、信者の脱会を支援する方法である。脱会カウンセラーという職種や資格はないし、臨床心理の専門家が関わることも日本では少ない。

1970、80 年代のアメリカでは、「カルト」から子供や配偶者を奪い返そうという親達が、ディプログラマー (deprogrammer) と呼ばれる人達に家族の奪回を依頼した。子供達の家出や学業放棄・家族遺棄といった突然の変貌は、「カルト」による洗脳の結果（「カルト」からプログラミングされたと考える）であり、「カルト」をやめさせるにはディプログラムすることが必要だと考えられたのである。具体的なやり方は、信者を教団から連れ出したり、路上で拉致したりして、モーターや自宅等に一定期間閉じこめて、教団に関わる批判的情報を教えて信者に脱会を促すというのが一般的であった。ディプログラマーの出自は、宗教関係者や元「カルト」信者から、棄教させることを高額の成功報酬で請け負うビジネスライクな人達まで様々であり、統一されたやり方があるわけではなかった。

しかし、抵抗する信者に対しても強引に説得するというやり方は「強制改宗」と呼ばれ、宗教団体や宗教研究者から信仰の自由を奪う行為として厳しく批判された。また、信者がディプログラマーを人権侵害で提訴し、勝訴する事件が相次いだ。1996 年、カルト・ウォッチング組織であった CAN (Cult Awareness Network) は、キリスト教ペンタコステル派の信者ジェイソン・スコットを脱会させるためにディプログラマー（著名なリック・ロス (<http://www.rickross.com/>) 他) と協働したとされ、懲罰的賠償金として 200 万ドルを科せられ、解散した。ちなみに、同団体の名称、及び「カルト」関連資料は、賠償金支払いの負債を肩代わりするという条件でサイエントロジーの手に渡り、反カルト運動研究者の利用に供されることになったのである。

物理的強制力を行使するディプログラミングは、信者の身体のみならず、心も傷つけるということで採用されなくなり、1980 年代中盤から本人の同意を得た上で、情報、意見の交換を行い、脱会の最終決定は本人に任せるカウンセリング方法が開発された。これが脱会カウンセリングである。現在は、信者よりも家族のカウンセリングに重点を置く思想改造コンサルテーション (thought-reform consultation) というやり方がアメリカでは一般的になりつつある。つまり、「カルト」の実態、信者の認知枠組みが改変されるメカニズム、

脱会に向けた信者への働きかけ、及び、脱会後の元信者の心理的ケア等に関わる情報提供のみ行う。信者への直接的介入を控えるやり方である。このような技法は、訴訟を避けるという理由の他に、幾つかの要因によって変化を促されてきたものである。

まず、脱会に関わるカウンセリングの専門職化が進み、ディプログラマーのように宗教的信念や脱会（奪回）に関わった経験に頼るやり方から、心理療法の専門的知識や技法によるカウンセリングへと変化し、カウンセラーとしての倫理綱領を設けて介入の枠を設定するようになった。脱会のための工作（ディプログラミングの大半のプロセス）は専門家の仕事ではないとみなされたのである。実際、「カルト」視される新宗教は信者の出入りが頻繁であり、大半の信者が時間と共に自然に脱会していくことが分かっている。専門的なカウンセリングが最も必要とされるのは、脱会の時点よりも、脱会後に信者が社会へ再適応していく段階であり、ここに「カルト」を熟知した専門家による心理療法が生かされるべきであると考えられたのである。自力で、或いは家族や関係者の支援で脱会した信者のリハビリテーション・トレーニングを行う施設がアメリカ（ウェルスプリング）や日本で（小諸いずみ会いのちの家）開所されている（ロス、ランゴニ、1995；マデリン、ラリック、1998；マインド・コントロール研究所編1999）。

ところで、脱会カウンセリングにせよ、思想改造コンサルテーションにせよ、間接的ではあっても信者の信仰や教団生活に介入することには違いない。介入が行われる根拠は、信者が「マインド・コントロール」を受け、教団に関わる十分な情報と正常な判断力をもっていないので、情報提供と心理的ケアが必要と考えられていることにある。しかし、ここには法的・制度的根拠がない。信者に明らかな精神的疾患が認められるのであれば精神科医が保護措置をとりうるし、違法行為をなした教団には警察の捜査が入る。こうした事例では介入の基準や介入すべき専門家の資格が明確である。しかし、「カルト」視される教団信者は、脱会カウンセリングが行われる際に、どちらにも該当していない。従って、家族の情愛と自らの正義感に基づいて奪回（脱会）させるというのは、家族が緊急避難的に、自力救済的措置として認められるかどうかということであって、第三者が介入することは制度的には難しいと言わざるをえない。しかも、緊急避難というのであれば、当該の信者の身体的・精神的安全が危機に瀕しており、警察等の公権力の介入を待てない状況であるということが認められなければならない。これらの条件はケースバイケースで判断されるべきであろう。95年までのオウム真理教であれば、完全にこの条件に該当しよう。

このような理由により、脱会に関わるカウンセリングは、アメリカではディプログラミング（奪回工作）から純粋なカウンセリング、情報提供のみにシフトしてきたのである。しかし、日本は脱会カウンセリングに関しては過渡期であり、カウンセリングに関わる倫理綱領を設けて脱会支援にあたるグループ（日本脱カルト協会等）もあれば、ディプログラミングに近い奪回・脱会のカウンセリングを行う個人もいる。介入の仕方の妥当性についてはそれぞれの事例に則して判断されるべきであろう。いずれにせよ、日本でも現在は、家族が信者を「保護」して短期間で解決を図る方法に代わり、家族が信者と話し合いを長

期間継続するなかで、カウンセラーが家族や信者の相談に応じるやり方の導入が進みつつある。

4 脱会カウンセリングをめぐる訴訟

4-1 訴訟の概況

統一教会は、1998年に信者が訴訟を起こすまで、脱会カウンセリングにより信者が次々と脱会していく状況を黙認していたわけではない。教団内では、信者に対して脱会カウンセリングに対する「対策」と称する事前教育を施していたと元信者達が語っている（筆者の調査）。さらに、統一教会によれば、法的手段として、3つの対応がなされた（Chris, 2003:62-64）。第一に、1988年から2002年までに15件の「違法な監禁」を受けたという信者からの刑事告訴があった。信者達が受けたという拘束期間は、平均一ヶ月半であり、最長5ヶ月、最短は4日間である。これらの刑事告訴は1988年に9件、1989年に2件、1997年、2000年、2002年、2003年にそれぞれ1件ずつなされた。全て嫌疑不十分等の理由による不起訴とされた。第二に、1996年、1997年、2001年に法務省人権擁護局に対して人権侵犯事件として救済措置を求めた事例がある。家族の問題に介入できない、或いは対応しないという回答がなされた。第三に、民事の損害賠償請求を脱会カウンセラーに対して行うことであり、本章で検討する4つの事件がこれに該当する。

統一教会の事件を説明する前に、1例のみエホバの証人の事件から説明しておきたい。脱会カウンセリングのあり方に警鐘を鳴らしたという意味で大きな訴訟であった。

4-2 エホバの証人 草刈牧師裁判 原告勝訴

1999年、エホバの証人の女性が、草刈牧師（西舞子バプテスト教会）に監禁され、脱会を強要されたとして、300万円の損害賠償を求める裁判を起こした。事件の背景は次のようなものである。原告は7年間エホバの証人として活動していたが、妻の信仰とエホバの証人のやり方で子育てすることに反対した夫が子を連れて別居した。夫は、原告が子供に会い、エホバの証人の信仰を教えようとすることに悩み、草刈牧師に相談した。夫は草刈牧師の協力を得て、1995年に牧師所有のロッジに17日間妻を留め、妻の脱会を促した。妻は脱会したが、後にエホバの証人に戻り、夫と離婚した。そして、1999年に牧師を訴えたのである。

2001年3月30日、神戸地方裁判所は、原告に対する精神的慰謝料として30万円、弁護士費用として10万円支払うよう命じた（神戸地方裁判所平成11年（ワ）第3号）。牧師が主張した「救出カウンセリング」は、原告の意志に反した拘束であり、牧師の牧会活動の域を超えたものと判断された。実際、牧師は夫から教会への献金として92万5千円を受け取っており、原告が拘束されたロッジは「救出カウンセリング」の為だけに使用されていたこと等から、牧師の活動が教会の通常業務の域を超えた特別なものと見なされたのであ

る。また、原告の夫に対しては、拘束の期間含めて、妻に信仰を断念させるために、子供を妻から遠ざける権利を行使することはできないことも忠告された。

草刈牧師は、同年大阪高裁に控訴した。牧師の弁護人は、控訴理由として、まず、神戸地裁の判決が、「では息子と妻をエホバの証人から救出するために何をなせばよかったのであろうか」という夫の切実な問いに答えたものでないことを指摘し、日本におけるエホバの証人が子供を鞭で訓育し、輸血拒否を行うことで様々な問題を起している教団であることを考慮していないと批判した。夫は妻と別れたくはないが、さりとて息子をエホバの証人として育てさせたくないという葛藤のなかで牧師に相談してきたのだし、牧師は一組の夫婦を助けるために救出カウンセリングを行ったのである。家族による拘束と脱会の説得という行為を判断する際、動機と手段の合法性に関して相対的に柔軟な前提で合法性を考えるべきだし、彼等は緊急の事態にあり、他に頼む術もないためにやむをえず自力救済の手段を選択せざるを得なかったのだという状況を考慮すべきだと弁護人は主張した。

なお、原告も控訴した。控訴理由は、地裁判決は勝訴に近い内容であるが、損害賠償の金額が低すぎるし、判決では信教の自由という問題を十分に認識していないというものであった。すなわち、「エホバの証人」である工業専門学校の元生徒が信仰上の理由で剣道の授業を拒否したため退学処分を受けたが、この処分取消しをもとめて提訴した。1998年の名古屋高裁判決では、信仰上の理由で人権が侵害されてはならないこと、エホバの証人の教えが教育と両立しがたいとはいえないということなどを理由に、処分取り消しが命じられた（名古屋高等裁判所平成8年299号）。この判例を引用しつつ、原告がエホバの証人であることを理由に、子供に信仰を教えるはならないとしたり、信仰を捨てることを強要したりすることはできないし、また、妻の養育権は夫の養育権に等しいはずであると述べた。加えて、特定の信念により他者に危害を加えたということが証明されない限り、国家は宗教や教育に関わる事柄に介入すべきではないという点を強調した。

2002年8月7日、大阪高裁は神戸地裁の原審を支持した（大阪高等裁判所平成14年（ネ）第1752号）。被告側の控訴理由であった緊急避難、自力救済という主張には、「---そのような牧会活動が他方で他人の権利又は法的利益の侵害にわたる場面であっても、その目的が正当であり、その手段が相当なものであること、権利又は利益に対する侵害の程度が軽微であること等の一定の条件の下では、権利等の侵害について違法性が阻却されるというべきである。また、法的手続きを利用していたのでは、権利の実現や回復が著しく困難となる場合には、事態の緊急性、目的の正当性、手段の相当性、法益の均衡等の一定の要件の下に自力救済が許されるものと考えられる。」と理解を示しながらも、牧師の行為様態は相当程度を越えており、原告の身体・精神の自由を侵害したものとされた。

また、原告から控訴された損害賠償の加算要求を棄却し、原告側が求めていた「救出カウンセリング」という草刈牧師が実践してきた脱会カウンセリングと信教の自由との関わりという大きな問題については言及せず、身体的拘束にとまなう精神の自由の侵害が不法行為に該当すると述べるに留まった。

しかしながら、この裁判が今後の脱会カウンセリングの手法に一定の制限を加えることになったという意味では大きな意義があったといえる。エホバの証人に関わるカウンセリングを 800 件以上受けてきたという中澤啓介牧師（大野キリスト教会）は、7 割方の相談者が自分で聖書を学び、家族による説得を目指してきたと述べた上で、今後はこの方向で自己学習する人達を手助けする方が望ましいと述べた。また、エホバの証人救出カウンセラー（日本で 10 人ほど）は、2001 年に本人の同意なしで救出カウンセリングをしないことを文書で確認したという（『キリスト新聞』2002/12/7）。

4-3 統一教会 親による娘の奪回（脱会）原告勝訴

1999 年、二度にわたる脱会カウンセリングで精神的危害を加えられたとして、統一教会の女性信者が両親と牧師に対して損害賠償の裁判を鳥取で起こした。この女性は、1997 年に二回目の脱会カウンセリングのため、両親により統一教会の鳥取教会から強引に連れ出され、14 ヶ月に及ぶ長期拘束と脱会の説得を両親と牧師から受けた。彼女はいったん脱会を約束するが、その後教会に戻り、合同結婚式に参加して、韓国で暮らしている。彼女の両親が親族・知人 20 数名で鳥取教会に娘を奪回しに行った際、制止する統一教会員とこぜりあいになり、教会員に軽傷を負わせたとされる。統一教会は 1997 年に被害届と告訴状を警察署に提出し、父親を含む被疑者 6 名は書類送検されたが、全員不起訴であった。建造物侵入と暴行に関しては起訴猶予、器物損壊は嫌疑不十分とされた。これを不服として統一教会員と教会は鳥取検察審査会に審査を申し立てが、不起訴処分が相当ということで却下された。従って、1999 年に提訴された民事裁判は、統一教会にとって信者達が受けた暴行や長期間の拘束に対する責任を問う唯一の裁判だったのである。

2000 年 8 月 31 日、鳥取地方裁判所は、原告が求めた 2150 万円の損害賠償請求に対して 55 万円を被告が支払うよう命じ、被告には原告に棄教を強いる一切の強要的行為を禁じる旨の判決を出した（鳥取地方裁判所平成 11 年(ワ)第 72 号）。裁判の争点は、被告側の弁論が認められるかどうかにかかっていた。被告の弁護人は草刈裁判の弁護人と同じであったので、1)統一教会信者の娘を長期間拘束したことが自力救済として合法と認められるかどうか、2)当時 31 歳になっていた娘を「保護」という親の子に対する監護権が、子供の信教の自由に優先するものかどうか、3)統一教会の教義と活動内容から考えると、信仰生活を継続しようとする信者の意志に反してでも脱会を促すことが、信者個人及び社会の法益に適っているかどうか、というものであった。判決は 3)については言及せず、1)2)を否定し、拘束手段の違法性を認定した。

統一教会は、「強制改宗に初の司法判断」として機関誌で大々的に報じた。強制改宗はアメリカで問題視されていること（国務省『国際人権報告 2000』）、2000 年 4 月 20 日、衆議院決算行政監視委員会において、桧田仁衆議院議員がこの国務省報告を引用して統一教会信者の拉致監禁に対する対応を、警察庁長官に質問し、「拉致監禁、暴行傷害などの事件については、たとえ親子、親族間であったとしても、例外なく方の平等の下で厳正に対処す

る」との答弁を引き出したと掲載された（『中和新聞』2000/9/15）。

被告側は控訴したが、2002年2月22日、広島高等裁判所松江支部は原審を支持し、被告に15万円の損害賠償（弁護士費用5万円を含む）を命じた（広島高等裁判所平成12年98号）。判決内容は原告の勝訴であるが、減額された賠償金額から考えると、高裁判決は両親と牧師による脱会カウンセリングの背景にそれなりの事情を斟酌したことが伺える。

後に述べる室生忠は『創』やホームページ上で、「鳥取教会奪回事件」、「大阪拘束事件」を統一教会側の準備書面と高澤牧師に対する証人尋問の記録から詳細に報告している。被告側の準備書面と、両親・牧師の陳述書とでは、カウンセリング中の言葉のやりとりとニュアンスに関して随分とニュアンスの差がある。法廷ではどちらか一方が事実で、他方が虚偽の証言や資料ということになろうが、実際その認定には難しいものがある。奪回された時（拘束された時）に被告が受けた精神的ショック、その後の疲労、精神的不安定さから、主観的には牧師の言動は攻撃的なものに受け取られたであろうし、両親や牧師の側には統一教会批判の熱意や娘への思い入れが過剰であったかもしれない。裁判官の判断に従えば、強要的行為が加えられたということである。

筆者は両親にこの裁判の経緯や顛末を詳しく聞き取りしている。しかし、室生が原告の心情や立場を縷々代弁したような形で被告側の事情を代弁することはしない。事実は裁判で判定されたこと以上でも以下でもないだろう。一言のみ、印象的な言葉だけ記しておく。

「娘を2度連れ戻そうとして失敗しました。私には3度目はありません。」警察官を40年勤め上げた父親は、娘を取り戻すために退職金含めて相当の金を使い果たしたという。現在は、連絡が取れないまま韓国で暮らす娘の安否を気遣う生活を送っている。

4-4 統一教会 韓国に渡った娘の説得 原告勝訴

この裁判は、統一教会の女性信者が、拉致監禁、脱会強要を受けたとして、脱会カウンセリングを実施した両親と、牧師と協力者に対して損害賠償と、脱会強要の不作为を求めていたものである。2001年10月、韓国で家庭を持ち、29歳になる信者の女性は実家に帰省した際に、60日間の拘束を受けた。彼女は牧師との話し合いを一切拒否し、マンションの窓から救出を求める紙片を投げて、それで警察が介入することになったものである。大阪地裁は、2004年1月28日、被告に原告に対する損害賠償を支払うよう命じた（大阪地方裁判所、平成14年（ワ）第4326号）。被告側は控訴したが、2004年7月23日、大阪高裁は原審を支持し、控訴を棄却した（大阪高等裁判所、平成16年（ネ）第686号）。控訴審では、裁判官は両親と牧師の不法行為を認定したが、「通常の身体的自由を制約する不法行為に比べその程度は低いというべきであることからすれば、慰謝料を15万円、弁護士費用を5万円の合計20万円を損害と認めるのが相当である。」とした。

なお、この裁判では、原告に統一教会が名を連ね、牧師に対する脱会カウンセリングの差止請求を行っていたが、原審、控訴審とも差止請求に理由がないとした。「原告らは、牧師と〇〇は、統一教会の信者数百人をらち、監禁して、棄教を強制してきたから、今後も

これを続ける可能性は十二分にあると主張する。しかしながら、牧師と〇〇の統一教会信者に対する説得活動によって脱会したのも相当数存在し、この場合、仮に牧師と〇〇の行為に違法性があったとしても、信者が身体的自由を制約したことに同意し、もってこの違法性を消滅させる事例も多数あったことからすれば、牧師と〇〇のこのような行為が全て違法となるものではないし、牧師と〇〇は、裁判所から違法行為として損害賠償を命じられたことによって、説得方法を変えることは十分に予想できることである。」

鳥取と大阪の二つの脱会カウンセリングは同じ牧師によりなされたものであるが、どちらも両親と娘、娘と牧師との間で良好なコミュニケーションはなされず、長期間拘束を受けたものである。これらの脱会カウンセリングが違法に身体的・精神的自由を侵害したと認定されたのは次のような諸点が明瞭に伺えたからである。1)本人の同意を得ずにカウンセリングに入っていること。2)話し合いの場所が鍵をかけるなどされた閉鎖的空間であったこと。3)両親や牧師の言動に信者の信仰を毀損する言辞が含まれていたこと等である。脱会カウンセリングの動機が、両親の娘に対する心配や愛情、牧師の使命感や責任感からなされたものであったとしても、その手段が強制的要素を含み、脱会だけを目的とするものであるならば、これは統一教会がいうところの「強制改宗・棄教」といわれても仕方がないことと思われる。では、どうしたら親は統一教会に入信した子供と静かな環境で向き合い、信仰について腹藏なく語り、妥協ないしは和解できる地点を見いださうのか？この点を同じ脱会カウンセリングに対する告訴でありながら、違法性なしとされた以下の事例を見ていくことで考えてみたい。

4-5 統一教会 娘との「話し合い」 原告敗訴

2002年3月8日、東京地方裁判所は、統一教会信者の女性が両親と二名の牧師に「強制棄教」を受けたとして1,400万円の精神的慰謝料と、二度とこの種の脱会を強要しないよう求めた裁判において、原告の請求を棄却した。原告は、判決が信教の自由という基本的人権を認識していないとして控訴した（東京地方裁判所平成11年（ワ）第7723号）。この女性は1997年と1998年に二度の脱会カウンセリングを受け、一度は脱会を表明したが教会に戻った。その後、合同結婚式に参加してアメリカ人の伴侶を得たが、それからしばらくしてこの提訴を行った。

裁判の争点は、1)脱会カウンセリング時に31歳であった娘に対する両親の監護権が合法的なものとして認められるか、2)牧師達は両親と共謀して脱会カウンセリングを行い、原告の人格的尊厳を侵したのかどうか（原告の主張は拉致監禁、暴行を受けた）、3)統一教会の教義と活動が信者にとって不利益な結果を生むと一般に言えるかどうか（被告による脱会カウンセリングの根拠）等であった。

判決では、両親の行為は原告の宗教的人格権を侵すものであるという主張は認められなかった。原告が求めていた宗教的人格権や信教の自由ということに対して直接的な判断は下されず、むしろ、脱会カウンセリングが行われた状況はこのような問題として扱うより

も、家族内の葛藤として扱うべきだという判断であった。両親が牧師に相談して行った脱会カウンセリングは、「監禁」や「強制棄教」とは認められず、「家族の話し合い」と考えられた。両親は、社会的に問題となっている統一教会に献身した娘の将来を案じて一連の行為を行ったのであり、悪意はなかったと認められた。最も重要なことは、牧師は両親に教唆して脱会を強要させたり、暴言や暴行をなしたりしたという証拠はないと判断されたことである。また、両親の年齢や二度にわたる脱会カウンセリングの失敗による失意、また、原告夫婦がアメリカ在住ということを考えると、今後、両親が再び娘に脱会を促すようなことは物理的に不可能であろうとして、脱会強要の差し止めに関しては根拠がないとされた。

原告側は控訴したが、2002年12月26日、東京高裁は原審を支持し、控訴を棄却した（東京高等裁判所平成14年（ネ）第1987号）。原告の「日本基督教団が統一協会信者に対する拉致監禁、脱会強要を組織的に行っている」という主張に対しては、「日本基督教団『統一原理問題連絡会』は、統一協会信者に対して救出活動と称する脱会の説得活動を行う連絡会であること、同教団は、北海道から沖縄まで全国16教区に対策委員会と相談窓口を設け、各教団窓口が年数回連絡会を開いて情報交換をしていることが認められるが、その活動は、統一協会信者の家族に対する支援活動の範囲を超えるものではなく、同教団が統一協会信者に対する拉致監禁、脱会強要を組織的に行っているものと認めることはできない。」後述する宗教ジャーナリスト達はこのような裁判所の判断を無視した言説を流布させている。

原告は最高裁に上告したが、2003年6月27日に控訴棄却が決定した（最高裁判所、平成15年（オ）第502号）。

ところで、原告の女性の夫であるクリス・アントールの統一教会における役割にも注目される。彼はアメリカにある統一神学校の学生であると同時に「信教の自由を求める国際連盟」の研究者である。自らが原告となった東京裁判他の事例をもとに、「強制改宗—日本と国際的な人権の基準—」という論文を『統一教会研究5巻』（2003）に掲載しており、アメリカの判例から見れば、日本の脱会カウンセリングは殆どがディプログラミングに相当し、「日本の検察当局は強制改宗を支持し、国際的な基準から見て人権を侵害していることは歴然である。」と述べている。

その根拠は、1)日本の警察は、監禁された場所から逃れてきた統一教会信者を保護しない、2)検察当局は13件の統一教会信者による刑事告発を不起訴とした、3)法務省の人権委員会は脱会カウンセリングのトラブルを「家族内の問題」として介入しない、4)民事裁判では、鳥取教会事件と長期の信者監禁事件を除き、統一教会信者の訴えを全て棄却している。但し、損害賠償の金額は14ヶ月の拘束で10万円、かたやエホバの証人の事例では17日間で30万円と不当な差別がある。先にも述べたスコット事件で強制改宗幫助の罪で（懲罰的）賠償金\$4,875,000（5億円相当）がCANに科せられた事案と比べて低すぎる（アメリカの賠償金額は総じて異常なほど高いことも事実）。さらに、統一教会信者が参加する「祝福」合同結婚式も日本では異常視されている。日本には統一教会という新宗教に対する特別な

敵意・差別意識があると考えられ、このような事態は信教の自由を尊重する国際社会によって緊急に調査される必要がある。アメリカ国務省がホームページに掲載している国際問題—信教の自由—日本—信教の自由に対する制限の欄には、確かに日本の脱会カウンセリングが挙げられている。クリスは、これを参照すべきであるという。もっとも、アメリカでは「信教の自由を求める国際連盟」他の、新宗教信者の人権を擁護する団体（教団の支援で設立されたものが多い）の影響力が大きいことも十分に考慮に入れなければならない（<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/>）。

筆者は、クリス（統一教会）の批判が十分に検討されるべきであると考えている。問題は、なぜ、統一教会が日本では特別視され、信者に対する寛容さが生まれぬのかである。それは偏見によるものだろうか。クリス及びアメリカでこの種の「信教の自由」をロビイング活動する人達は、意図的に、日本の最高裁において違法行為が既に認められた統一教会による違法伝道と靈感商法には全く言及しない。靈感商法被害対策弁護士連絡会によれば、1987年から現在まで800億円超の累積被害額がある。違法行為を組織的に行う教団に家族を加入させたくないという日本人の心情は、宗教に対する偏見だろうか。違法行為に子供を荷担させたくないという親の心情は、国際社会に通用しない日本独特の社会常識と言えるのだろうか。

2003年のアメリカ宗教学会において、筆者は統一教会の活動実態を報告した。最前列にいたクリスは、筆者の発表とは直接関係しないディプロミング批判の意見を力説した。筆者は今述べたような「信教の自由」をめぐる一般的な議論と日本の統一教会をめぐる特殊なコンテクストを意図的に切り離す議論に意味はないと応じた。

そのセッションの後、筆者はクリスと昼食を共にして2時間ほど議論した。基本的には水掛け論になるが、筆者も脱会カウンセリングの手法の適切性という問題は理解しているとし、クリスになぜ日本の統一教会のみが違法な伝道や靈感商法に従事し、他国の統一教会ではこの種の活動をやらないのか、日本のみ不当に扱われているのではないかと質問した。彼も個人的には日本を徹底して搾取することを教団戦略とする教会の方針に疑問なしとはしないようであったが、自分が裁判の当事者であり、統一教会に与えられた部署のミッションもあって、教団の公式見解を繰り返すだけであった。彼も教団に翻弄される信者の一人なのであろう。好青年であるのに残念だった。クリスの義父にあたり、また彼に訴えられた被告は、裁判所で判決当日にやつれた彼の姿を見て、「約三年前に米国であった面影はどこにもない人間に変貌しているのが実感です。統一教会に翻弄され、教会の意のままに行動している現状から1日も早く、組織や自分のことを見つめ直していくきっかけになっていくことを心から願い、同時に娘夫婦と再会し対話ができることを心より望んでいます。」と語った。この両親もまた娘夫婦との和解を心待ちにしている。

4-6 統一教会 結婚後の脱会 原告敗訴

2003年2月24日、東京地裁は、統一教会員の女性が、夫を拉致監禁・強制棄教させら

れた結果、婚姻関係上の地位が侵害されたとして、夫の両親、夫の弟に対して精神的慰謝料 1,000 万円、生活費が得られなくなった経済的損失 720 万円の損害賠償を求めた裁判において、原告の請求を棄却した（東京地方裁判所平成 14 年（ワ）第 185 号）。

彼女と夫は 1988 年合同結婚式に参加し（結婚相手は統一教会の指示による）、1993 年から結婚生活を開始し、長女をもうけている。1998 年、統一教会修練所施設に勤務していた夫が実家を訪問した後、両親との話し合いを行なった結果、1999 年に統一教会に脱会届と修練所に辞職届を提出した。彼女は夫に対して夫婦の関係調整と生活費の支給を求め、千葉家庭裁判所に家事調停の申立をしたが、夫は応じず不成立に終わった。妻は、夫が意に反してマンションに連れ込まれ、強制棄教させられたものとして夫の家族を訴えたものである。

判決では、夫（判決文中では A と表記）が家族との話し合いに同意し、その場所としてマンションへ移動することにも応じたことが確認された。「当初、A は、被告らに対し、統一教会での活動内容を話し、統一教会の教義を講義する等していた。しかし、A は、そのような話しをする中で、統一教会での生活の中で感じていた不安や疑問が溢れてきたため、統一教会に関する本を読むようになり、また、親戚や統一教会に対して意見を持つ人の話を聞くようになった。その結果、A は、統一教会は宗教の隠れ蓑を着た破壊的カルトであり、A はマインドコントロールされていた、と感じるに至り、統一教会を脱会することを決意するに至った。」これが裁判所の事実認定であったが、A は元学校教師であり、入会後も修練所で講師を務める等した人物であり、自由に外部との連絡や出入りができた場所（これは A の陳述）で「強制説得」されたという原告の主張に無理があると判断されたのであろう。

原告は控訴しなかったので結審した。この事例においては、脱会カウンセリングが外形的強制を全く伴っていないことから、統一教会側でも控訴して「拉致監禁」を争点にすることが困難と考えたのであろう。夫と生木を裂かれた形になった原告の心情には同情を禁じ得ないが、A の心中も察するにあまりある悲劇的裁判であった。信仰、情熱、若さで走る結婚前の統一教会信者と、信仰に加えて組織の裏表を知りながら、生活基盤を確保していかなければならない結婚後の中堅幹部職員では、「信仰」の内容にも差があるのではないか。教義や教団活動に疑問を持ったとしても、既に「祝福」を受け、家庭生活を始めている A が脱会を決意するということは「信仰」を揺さぶられたくらいの効果とは考えにくい。婚姻生活の破綻を覚悟しても、統一教会信者としての生き方を継続しがたい事由がそこにあったと考えるのが適当である。A は統一教会の信者達がセミナーの仕上げとして参加する 21 日間修練会を実施する千葉修練所の原理講義担当講師というエリートであった。その意味でも「強制棄教」ではなく、「話し合い」を契機とした自律的脱会であったと思われる。

4-7 統一教会 家族と牧師を告発 原告敗訴

2004 年 1 月 23 日に横浜地裁において、横浜地裁は、統一教会の女性信者が違法に脱会を強要されたとして、両親と妹、叔父夫婦（叔父の友人）及び日本基督教団の 2 名の牧師

を訴えた裁判の控訴審において、損害賠償の請求（約 1,900 万円）を棄却した。被告の暴行、脅迫、拉致、監禁等の不法行為をいずれも認めないという判決が下されたので（平成 11 年（ワ）第 14 号）、原告は控訴した。しかし、2004 年 8 月 31 日、東京高等裁判所は控訴を棄却した（平成 16 年（ネ）第 1534 号損害賠償請求控訴事件）。最高裁ではまだ結審していない。

娘に告訴された両親には 3 人の娘がおり、みな統一教会に入信した。次女のみ、両親との話し合いで脱会した。この裁判では、合同結婚式に参加した長女に対して、1995 年 10 月 23 日－27 日と、1997 年 1 月 10 日－6 月 9 日の二回にわたり脱会カウンセリングがなされたが、そこに拉致・監禁の暴行と、強制棄教の強要があったかどうか争われた。

判決では、長女が家族によって強引に話し合いのマンション等に移動させられたことと、マンションでは娘が外出できないようにドア・窓共に施錠されていたことが確認されている。さらに、娘とはいえ、また、社会問題の渦中にある統一教会とはいえ、成人した個人の信仰にここまで介入するのは、「社会通念に照らして相当と認められる範囲を超えたものと評価される余地がないではない。」しかし、長女と両親、脱会した次女との話し合い、或いは、長女が牧師との面談にも応じ、牧師の教会の礼拝に参加したり、今後の身の振り方を相談したりしている経緯から、両親や牧師には、脅迫や暴力によって脱会を強要する意図や行為はなかったと判断された。そして、脱会カウンセリングがなされた事情として、「社会的に多くの問題を引き起こしている宗教団体であるとの認識を有していた統一協会により愛する娘を奪われ、両親の承諾もなく合同結婚式によって配偶者を決めて入籍し、しかもその娘との会話も十分できなくなってしまった悲痛な思いと、親としての娘の命、健康、生き方を心配し、娘の幸せを願う情愛の気持ちから、統一協会の信者となった原告と統一協会の教義や活動の問題点などについてじっくり話し合い、原告が統一協会に対する信仰を考え直す機会にしてもらいたいとの願いからであると認められ」とされたのである。

4-8 脱会カウンセリングに対する裁判所の是々非々

娘による両親と脱会カウンセリングにあたった牧師を告発した事件では、2 件に違法行為が認められ、2 件には違法行為が認められなかった。妻が夫と牧師を告発した事例では違法性がありとされ、妻が夫を脱会させた両親を告発した事例では違法性なしと判断された。

少なくとも、裁判所は「脱会カウンセリング」が実施される事情に理解は示すものの、それ自体を肯定も否定もしていない。それが強制棄教、統一教会の主張する「信教の自由」の侵害行為に該当するかどうかは、第一に強制力（有形力）がどの程度行使されているか、第二に実質的な「話し合い」であるのか、単なる拘束なのかが問題とされた。告訴された事件ごとに、これらの点が判断され、異なる判決が下されたのである。

もっとも、軟禁に近い状況におかれて、さらに当該教団からの「脱会」を促されるというのは、それだけで十分に不当な威圧行為になるのではないかという疑問も出てこよう。脱会カウンセリングの外形的側面（脱会させるための手段）に注目すれば、家族とはいえ、

信者を拘束していることに間違いない。但し、その目的は、原告に信者をやめてもらうことだけであり、その説得によって被告となった家族が金銭的収益を得たり、原告に何らかの奉仕や返礼などを期待したりするわけではない。原告に人並みの幸せを得てほしいと望んでいるに過ぎない。それは原告の宗教に対する無理解であると言えよその通りである。

しかしながら、原告の家族は原告の人生観や教団活動に納得がいらず、原告もまた家族に自らの信仰を納得してもらうことができなかつた。家族は原告が特定の教義を信じていること自体を問題にしたのではなく、教団が信者に要請する信仰実践（輸血拒否や靈感商法）を問題にしたのである。原告達の信仰実践は社会的軋轢を生んできたために、家族は納得がいかなかつた。原告の命や社会的責任に関わる事柄であるから、家族はぎりぎりの選択として脱会を働きかけたのである。もちろん、親子や夫婦共に納得がいき、家族全員で信仰を持つと決断した家族がいることも事実であるし、それはそれで一つの決断として尊重されるべきことである。但し、多くの家族において対立や葛藤が発生していることは事実であり、それを単に家族の無理解とのみ片づけるのは、あまりに無責任な物言いである。なぜ、特定教団の信者に対してのみ、脱会が促されているのか、その教団活動の内容を正当に評価してこそ、家族の真摯な働きかけの動機が理解できる。

家族間に深い溝と葛藤が生じていた家族において、親が相当の時間と労力をかけて子供と話し合いの機会を用意した。親子共に了解し合うまで話した結果、脱会する場合もあるし、しない場合もある。事例として取り上げた脱会カウンセリングは、脱会しない選択をした信者の事例のみである。この結果から言えば、「強制棄教」させられたものはいない。

あくまで「強制棄教」の概念にこだわるのであれば、「脱会させられた」数多くの元信者に、なぜあなた方は家族を「拉致監禁」「強制棄教」の容疑で刑事告訴や民事の損害賠償請求をしないのかと問うべきなのである。その答えは多くの場合、元信者が「話し合い」の結果、家族の言い分に納得し、自分の信仰生活や教団生活を省察した結果、「脱会」の選択を自己決定したということになるのではないかと。そして、元信者達は脱会した選択をその後の人生においても是としているのではなからうか。「(統一)教会本部によると、これまでに拉致監禁によって退会した信者は、20年間に5千人はおり、現在もこの行為が続けられているという。(Sunday 世界日報, 2005/3/20)」これほどの人達のうちで、家族や牧師を告発したものは、事件として数える限り30例に満たない。およそ1%以下の割合でしか、「拉致監禁」「強制棄教」の容疑がもたれるケースはなかつたのであり、そのうちの2例のみ、違法な脱会カウンセリングであつたといふことができる。統一教会側は「メディアも行政も、このような暴力や信教の自由の侵害を放置しており、近代民主国家、法治国家として異常な事態と言わざるを得ない(同上)」というが、事例数が少なすぎるのではないかと。

このように考えてみると、裁判所の判断は、家族による話し合いの目的と結果(実質)に、手段が適当かどうかを斟酌して、脱会カウンセリングに前後する一連の行為を総合的に評価しているとみなすことも可能である。

但し、法律論とは別の次元で脱会カウンセリングにはなお問題があると主張することも

可能である。第一に、成人の個人的な信仰に関して介入することは、いかなる場合、どのような事情であっても「信教の自由」を侵害することになるという原則論である。これは平板な議論である。宗教に関わる話し合いをすることで人の人生観や社会観に影響を及ぼすことが「信教の自由」の侵害になるのであれば、およそ宗教団体による布教行為は全て一般市民の「思想の自由」を侵害しているということになる。人の信念はその人が関わり合う重要な人々に感化されながら変わっていくのが普通なのであり、問題は、変わるのではなく、関わり合い方とその帰結なのである。これは判例で十分に説明されている。

第二に、脱会カウンセリングの特殊な手法は、信者や元信者が意識するにせよしないにせよ、問題にすべき副次的作用を伴っているのであり、それは PTSD の観点から検討しなければならないという主張である。これについては次節以降で検討してみたい。

5 室生と米本により提起された諸問題

5-1 『創』誌上において連載された「強制改宗」批判

室生忠は新宗教に関わる多くの著作を持つジャーナリストである。2000年3月から8月にかけて6回にわたり、「知られざる『強制改宗』をめぐる攻防」と題したルポルタージュを連載した。その内容を簡単に紹介すると、1)脱会カウンセリングをめぐる訴訟を原告側から取材したルポ（前節で述べた裁判例に全て含まれる）、2)脱会カウンセリングの系譜の説明、及び浅見定雄批判、3)マインド・コントロール論批判、4)米国の『国際人権報告』紹介、5)脱会カウンセリングの後遺症、6)ディプログラミングを許容する社会体質批判、とまとめられよう。『室生忠の宗教ジャーナル (<http://www7.ocn.ne.jp/~murou/>)』を見る限り、現在も「強制改宗」批判の論調は変わらないようであるから、この連載と2000年11月掲載の「強制改宗、鳥取・監禁裁判に判決が」の補論だけで彼の主張を要約して構わないと考える。

室生の主張は端的である。「筆者は、両親といえども成人の子供の信仰への物理的介入は認められない、と考える。そもそも、思想信条の相克に暴力の行使が許されないことは民主主義の原則だ。それは親子関係においても同じで、成人者に対する親の看護養育の権利・義務は存在しない。ましてや、現実の犯罪への関与という緊急性がないにもかかわらず、親が青年の子供の信仰を物理的に制限するのは、明らかに違法である（室生, 2000/6:141)。」

前節において裁判所の判断はケースバイケースであると述べたが、室生によれば、「ディプログラミングの違法性についての認識の遅れは一目瞭然だ。警察ばかりでなく、検察や人身保護請求を扱う裁判所などの対応にも、時代錯誤の傾向が見受けられる。関係者の猛省を促したい。（室生, 2000/7:142）」前節での説明した原告敗訴の事例はいずれも不当判決ということになるが、その根底には、「社会のある層は、急速に進む家族構造の変化に対抗して、こうした家父長権的支配（愛）を軸とする、旧来の家族観を維持したがる傾向にある。国民を管理するための基盤や倫理を、一貫して家族単位においてきた行政は、その代表格といえるだろう。日本の警察や検察がややもすると、ディプログラミング問題につ

いて親側に理解を示したがる背景には、こうした事情がある。(室生, 2000/6:134-5)。

従来、統一教会が機関誌や関係者の書籍、及び上記の裁判等で主張してきた「強制改宗」批判が、室生の問題提起により一般誌においてまとめて展開されたことは、一般市民にこのような問題を周知させる契機となった。裁判の判決が出る時期にも合致している。教団としても室生の取材は有り難いものであったろう。「信教の自由」という原則論に立ち、現代社会やアメリカとの比較などをも含むスケールの大きな議論は読者の知的関心を満足させ、微に入り細をうがつ脱会カウンセリングの場面描写(原告の陳述に基づく)には、このような事があってよいのかと義憤さえ覚えた読者もいたはずである。しかし、彼が紹介した事例や論述には、事実誤認や、論争の渦中にある事柄を既定事実のように説明する勇み足が少なからずあった。浅見定雄批判については、浅見からなされた名誉毀損訴訟がある。しかし、ここでは、カルト問題に関わる室生の説明がアメリカの社会や宗教社会学の言説、或いは教団側の主張に偏りすぎたものであることを指摘しておきたい。

室生は連載 3 回目でイギリスのアイリーン・バーカーと対談している。ここで確認されていることは、1)ディプログラミングと脱会カウンセリング(思考改造コンサルテーション)との違い(物理的強制力と信者の自由度の差異)、2)ディプログラミングの効果、3)「強制的説得論(マインド・コントロール論)」で新宗教信者の入信は説明できない、の3点に要約される。1)に関して、室生は日本ではディプログラミングが主流であると述べ、バーカーは欧米では認められない手法であると語る。当然である。2)については、彼女が1979-83年にイギリスで行った調査によれば、「統一教会でも2年後の残存率は4パーセント」程度であり、「統一教会が行っているとされている洗脳やマインド・コントロールなるものが、あまり効果的ではない」ことを指摘する。「ディプログラミングの成功率が高いのは信仰の初期段階で、信仰歴の長い人ほど成功率が下がってきます。その一方、極めて多くの人々が信仰の初期段階で自然脱会し、信仰歴が長くなると自由意志で離れる人の率が下がってくる、というデータがある。」ここから分かることは、新宗教に入信している信者が強力な精神操作を受けて離脱できない状況にあるという説明は誤りであり、同時にその精神操作を解く(ディプログラミング)までもなく、辞める人は辞めるのだということである。ディプログラミングが廃れたのはたいした効果を期待できないからだとバーカーが述べるが、室生は日本の「強制棄教」はかなり効果が高いから継続されているのではと疑問を呈す。

この両者の食い違いが実は重要な問題をはらんでいる。バーカーは、日本における脱会カウンセリングの主要な対象者が自主的に脱会しない数パーセントの信者であることと、彼等がどのような過程で入信したのかを知らずに、西欧の新宗教という基準で一般論を述べているに過ぎない。日本において、放っておけばやめる人達に脱会カウンセリングを施しているわけではないのである。では、自主脱会もカウンセリングも極めて困難な状況にある特定教団の信者に対して、日本で実施された脱会カウンセリングの効果は何に由来するのか。室生は当然の疑問を持ったのであるが、それには、バーカーがヒントを与えている。しかも、バーカーも室生もそのことに気づいてはいない。室生は、家族以外の牧師等

の第三者が拘禁場所に同席して説得にあたるのが許されているのかと再三再四バーカーに訊ねた際、バーカーは「もし家族がその宗教について無知ならば、彼らには、十分な知識を持った人を招く権利がある。---本人には正確でバランスのとれた情報が提供されなければならない---その情報が真実であるなら、本人が同意する限りにおいては、第三者を招くことは否定されない。」と慎重に述べている。バーカーは日本の統一教会員がどのような布教のされ方をしたのか知らないでこのことを話しているのであるが、既に違法伝道訴訟において、統一教会による布教行為に情報の不開示、不適格な提供の仕方があったことが認められている。日本の脱会カウンセリングでは、本人の同意のもとで専門家がその点を指摘してきたのである。だから、本来、離脱しにくいはずの人達が、自分たちの客観的姿（「だまされたこと」）に気づき離脱するのである。

要するに、カウンセリングは、信仰を棄てさせているのではなく、信仰の基盤となる知識を逐一吟味しているに過ぎない。バーカーの言葉を借りるなら、「あなたが入会した気持ちはよく分かる。しかし、あなたのリーダーや教団組織には、こういう事実もあるのを知っているか」と問いかけるのである。本人の意志で離脱するか、それでもなお信仰を継続するか選択することを最終的に促す。その結果、多くの人が脱会している。但し、一定の段階を超えたもの（統一教会の場合は合同結婚式後等）の離脱率は極端に下がる。教義に従い、家族を形成したり、教団組織に生計手段を委ねてしまったりしたような場合は、信仰とは別の次元でメンバーであり続ける可能性がある。もう後戻りできないのである。

室生は、マインド・コントロール論が欧米で否定されたという議論を各所で展開しているにもかかわらず、ディプログラミングにおける「強制説得」の効果と深刻さをことさらに強調する。つまり、宗教社会学の一般論から入信における「強制説得」を否定するのであれば、脱会カウンセリングにおける「強制説得」の効果をも否定しなければならない。そして、「洗脳」の効果が長続きしないというのであれば、脱会カウンセリングの後、殆どの信者が元の教団に戻っていなければならない。しかし、そのまま辞める人が大半である。

このような矛盾に気づかない理由は、室生が脱会カウンセリングを「強制連行」「拘禁」「強制説得」という外形的行為からしか考えておらず、そこで何が話されているのか、脱会した元信者達のその後の生活に関心を払っていないことから来るものと思われる。繰り返すが、「強制棄教」と告発する統一教会信者は、脱会カウンセリングを受けた元信者の数パーセントに満たず、また、統一教会の伝道方法を違法として告発する元信者の方が、数の上でははるかに多いのである。彼等は牧師達に「強制説得」されて、裁判を起こしたとでもいうのであろうか。そう主張するならば、室生は宗教社会学におけるマインド・コントロール論争を理解していないと言わざるを得ない。

最後に、3点目の「強制説得」論がアメリカでは認められていないということに関して付言しておこう。法廷において専門家証言を容認するためには、その議論が当該の学会で公認されていなければならない。「強制的説得論（マインド・コントロール論）」の代表的論者であるマーガレット・シンガーの証人出廷が、サイエントロジーや統一教会の元信者が

「マインド・コントロールされた」と訴えた裁判において認められなかった。前者は 1990 年の「フィッシュマン判決」、後者は 1987 年に「モルコ、リール裁判」に提出された宗教学者・宗教社会学者達の「法廷助言書」の内容であり、後者にはバーカーも名を連ねている。しかし、これをもって「マインド・コントロール論」がアメリカ心理学会で否定されたというのは誤りである（宗教社会学者の集まりであれば否定されたといっても過言ではないが）。「法廷助言書」であれ、米国心理学会のシンガー報告に対する見解であれ、現在までの学問的蓄積では、特定教団への入信が教団の精神操作によって生じたとは断定することはできないという因果的効果の問題を述べているだけである。誤った情報が、不適切なやり方で特定教団から信者に与えられることがあるという事例までも否定しているわけではない。アメリカの裁判では、マインド・コントロールそのものが争点となったために、これについて客観的判断を下すことが当該の学会においても難しいので、マインド・コントロールされたとも、されなかったとも言えないという結果になった。しかし、日本の違法伝道訴訟で述べたように、裁判で問題になるのは、布教という場面において、当該教団の信者が未信者に対して適切な情報を適切なやり方で伝え、そのものが自分自身の判断で信者となったかどうかである。日本の統一教会の例では、その点で布教したものの働きかけに違法性が認められたのである。

なお、室生が何度も引用するアメリカ国務省の『国際宗教自由報告』では、そのような裁判の事件や争点そのものの違いは認識されていない。「信教の自由」「宗教的少数者の擁護」の重要性、ディプロミングの否定を一般的見解として述べ、アメリカの宗教学者や宗教団体の見解として日本に憂慮すべき問題があると述べているに過ぎない。室生は、事実認識に正確さを欠き、なおかつアメリカ特有の宗教的偏向が認められる文書を「一般論として、米国の政府機関である国務省が議会に報告し、さらにインターネットを通して全世界に発表する報告書に、根拠不明の記述を行うということは考えられない。（室生、2000/7:139）」とまで信頼している。その根拠がどのような人物、集団の訴えで作られたものなのか、アメリカの政治外交がどのような戦略で他国の人権状況を評価し、また介入しようとしているのか。この報告書にアメリカ国内の人権侵害の例とアメリカが世界各地で介入する地域紛争の事例が全く含まれていないことは、アメリカ国内ですら疑問視されているのである。おそらく、室生も脱会カウンセリング以外のケースであれば、アメリカのメディア戦略に対して常識的な判断をしたと思うのであるが、そうしなかった理由が浅見との裁判においてかいま見える。

5-2 浅見定雄による名誉毀損裁判

東北学院大学名誉教授の浅見定雄は、室生忠の連載記事（2000/4 月号）により名誉を毀損されたとして、2000 年 6 月に室生忠と『創』発行者の篠田博之に対して 600 万円の損害賠償請求を行った。名誉毀損に関わる記述は 3 箇所あった。1)「強制改宗」が日本基督教団、福音派の牧師、一般人の三派からなり、「全国靈感商法対策協議会（世話人浅見）なる全国

組織が作られ、越境派の牧師や活動家によって、統一教会の現状や『強制説得』活動などについての情報交換が行われていることは、あまり知られていない。(室生, 2000/4:147)」

2) 「注目すべきは、統一教会信者の『強制説得』請負人と、エホバの証人の『強制説得』請負人の連携である。---前者の浅見、---はエホバの証人の『強制説得』にもかかわっている。」

3) 「栃木県内の精神病院に収容された女性教師は、2度も前記・浅見の訪問を受けている。---浅見は浦和地裁の刑事法廷(84年8月9日)での証人尋問で、この女性信者を説得した事実を認め、---『強制収容』の事実を認めた。ところが、前記の99年7月23日に広島高裁岡山支部で行った証言では、『統一教会信者を脱会させるために、精神病院に入れた例はあるか』という尋問に対して、『私がそういう濡れ衣を着せられたことがあります』といった意味不明の発言に変化している。(室生, 2000/4:145)」以上の記載により、浅見が「強制説得」や、信者を精神病院へ「強制入院」させることを推進してきたかのような誤った評価を世間と与えてしまったことが損害であるとされた。

浅見と室生は、公判中に『週間金曜日』(浅見 344号 2000/12/15、室生 347号 2001/1/19)において、それぞれ「統一教会と癒着するジャーナリスト」「名誉を毀損されたのは私の方だ」と題する論考を寄せている。双方の議論は必ずしもかみ合ったものではなかったが、浅見の主張は次のようなものであった。室生は、脱会カウンセリングの裁判(黒鳥栄、清水与志雄)において、統一教会信者が主張した「拉致・監禁、強制棄教・強制改宗」に近い用語法(「拘束連行、拘禁、強制説得」)を用いており、連載記事の内容は統一教会信者側の公判資料とだけ符合しているものであった。浅見本人はもとより当該家族への取材はなされていない。しかも、室生は統一協会系のシンポジウムの講師等を務めたことがあると認めており、裁判傍聴の際も統一協会側から車の便宜を受けている事実を指摘した。室生のジャーナリストとしてのモラルを問うというわけである。

それに対して、室生は、浅見が「強制棄教・改宗」の事実を認めないことが最大の問題であると指摘した上で、浅見の言動には種々の問題があると批判している。「浅見氏は私が統一教会が関係しているシンポジウムで講演したことをもって、統一教会と『癒着』していると名誉毀損の記述を行って恥じるところがない。私はどのような集会から講演を依頼されても(反統一教会の集会も)、自由な発言が保障される限り、できるだけ応じている。これがなぜ『癒着』なのか。また、取材にあたっては、被取材者の要求で車に乗らなければならないケースもある。このどこが『癒着』か」という。「癒着」というのは確かに評価を含んだ概念であるから、事実関係だけ述べよう。室生は『創』誌連載前より、統一教会に講演を依頼される関係にあり、脱会カウンセリング裁判における統一教会側の公判資料を用いることができる立場にいたということである。そのような関係や調査のスタンスが、一般的にどのように解釈されるものかということに関して室生は無関心のように見える。

東京地裁(平成12年(ワ)第12495号、平成12年(ワ)第17285号、判決平成13年12月17日)、東京高裁(平成14年(ネ)第712号、平成14年(ネ)第1180号、判決平成15年1月29日)、最高裁(平成15年(オ)783号、平成15年(受)838号、決定日平

成 15 年 6 月 27 日) は、いずれも浅見の主張を認め、室生に 90 万円の損害賠償の支払いと謝罪広告を命じた。2003 年 9 月号の『創』に掲載された謝罪文は次のようなものであった。

「月刊誌『創』2004 年 4 月号に掲載された、室生忠執筆の「知られざる『強制改宗』をめぐる攻防―強制説得の担い手たち」と題する記事には、浅見定雄氏について、同氏が『強制説得』を行う全国組織のまとめ役であり、また、自ら『強制説得』を行い、又は指導、推奨し、統一協会信者を脱会させるために精神病院に『強制収容』する事件に荷担したことがあるかのような記述がありました。これらはいずれも事実と反し、同氏の名誉を毀損するものでしたので、ここに深く謝罪し、右記述を撤回させていただきます。室生忠 室生は、自らのホームページで不当判決と批判しているが、この判決以降、脱会カウンセリングに関してその後の記述はない。

室生の後に、「違法性」に代わる新しい論点を提示してきたのが米本和広であった。

5-3 脱会後の PTSD とその評価

『現代』(2004/11) 誌上において、米本は「書かれざる『宗教監禁』の恐怖と悲劇」と題して、脱会カウンセリングを批判している。彼の基本的立場は、室生同様に「拉致監禁」を契機として「強制説得」を行うことの人権侵害を告発するというものである。室生のレポートが親や牧師を訴える統一教会信者の事例が中心であるのに対して、米本の事例は、脱会カウンセリングの後遺症に悩み、牧師を告発するという元信者の証言によっている。しかも元信者たちは実名で登場し、路上で拘束され、マンション等で説得を受けた場面を生々しく回想し、1 名はアトピーに悩む顔写真まで公表している（或いは公開された）。

裁判の事例では、原告・被告とも名前が判例として公表されるため、実名使用もままあるのであるが、本人の手記によらず、実名やプライベートな内容が公表されるのは異例である。それは証言の真実性を裏打ちするものではあるが、(元) 統一教会信者である彼女達の実生活に今後どのような影響を及ぼすかが懸念される場所でもある。つまり、「鬱状態」「離婚」「生活保護」、そして、数年間統一教会で活動していた過去を周辺の人達が知り、十分な配慮をしてあげればよいのであるが、それが彼女たちへの新たなスティグマとなって社会的孤立を深める可能性もある。彼女達が身を賭して「現状の深刻さ」を米本に訴えてもらおうとしたのかもしれないが、ここまでのリスクを当事者に負わせた「異色レポート」で、脱会カウンセリングの問題点を訴えなければいけない必然性はあったのだろうか。

米本の論点は次の通りである。1) 拉致監禁に対して警察と司法が甘い認識を持っている、2) 「拉致監禁による脱会説得は、正統派(クリスチャン) 対異端派という『宗教戦争』の色彩を内包している」、3) 「説得」の論拠となるマインド・コントロール論の限界が明白、4) 拉致監禁が原因で PTSD になったという精神科医の所見から脱会カウンセリングを批判、の各点である。1) と 3) は室生とほぼ同じ主張である。しかし、1) では拉致監禁として彼が挙げた 9 事件のうち、家族や牧師で有罪になった事件は先に挙げた鳥取事件と大阪事件(どちらも高澤守牧師) のみで、他の黒鳥栄・清水与志雄が「説得者」とされる 6 件は刑事・

民事いづれも違法行為が認められていない。拉致監禁というのは、米本及び彼が事例に取り上げた元信者達の定義によるものである。

3)に関して、米本は「マインド・コントロール論」を「説得者」の牧師達、「反統一教会陣営」が信奉しているために、欧米でディプログラミングが廃れたにもかかわらず、日本では依然としてディプログラミングが行われていると述べている。それはひとえに欧米のアイリーン・バーカー等による宗教社会学の知見を知らないからという例証なのであるが、室生同様に、米本もマインド・コントロール論争の経緯に関わる論点を看過している。つまり、宗教社会学の言い分は、社会心理学的影響力の行使、或いは心理操作という概念だけでは入信行為の説明は十分ではないという論理に尽きるのであって、不正確で不適切な情報の提示による布教行為により信者になるものがあるという可能性までを否定したものではない。少なくとも、日本では、統一教会の布教活動においてそのような違法な伝道が認められた。「反統一教会陣営」が問題視しているのはその点に他ならない。

2)の論点は首肯できる部分がある。異端に苦しむ人々を救済するという使命感で脱会カウンセリングにあたる牧師も少なくない。しかし、統一教会の脱会者で「説得者」の所属教会でクリスチャンになるものは案外少ない。米本が例に出す日本基督教団の杉本誠牧師の場合、脱会に関わった数百名の人々のうちでクリスチャンになったものは数名に過ぎない。殆どの「説得者」がこのような実績であり、半数が信者という高澤牧師は例外に属する。「強制改宗」というには割の合わない仕事ではないか。従って、「宗教戦争」という表現は適切ではなからう。

さて、4)の論点が最も重要であり、3名の元信者達が訴えている事柄である。この問題に関しては、既に池本桂子・中村雅一が2000年に「宗教からの強制脱会プログラム（ディプログラミング）により PTSD を呈した1症例」として報告されている（池本・中村2000:1293-1300）。32歳女性に対して、「初診時診断、反応性うつ病を PTSD であるとし、ネーミングすることで、患者の問題が本人に加えられた外傷の結果であるとの説明を容易にした。（前掲、1297）」治療者が依拠した手法は、ジュティス・ハーマンの『心的外傷とその回復』であり、ディプログラミングの弊害を述べている。このような議論は、宗教社会学でもなされており（Lewis and Bromley, 1987:508-522）、自発的脱会者よりも強制的脱会者の方がより心理的問題を抱えるとされ、その原因はディプログラミングにあるとされる。ところで、マインド・コントロール論を日本に紹介した西田による脱会者の心理的問題の構造分析によると、脱会カウンセリングを受けた統一教会信者83名中、カウンセリング（脱会カウンセリング、及びその後のケア）の短期・長期の信者の心理傾向は次のようなものである。

長期間カウンセリングを受けた信者の方が、抑鬱・不安傾向が少ない、自信喪失度合いが少ない、教団に対する怒りが強い、心身症的傾向が少ない、教団に所属していたことの隠匿傾向が少ない、社会適合性が高い。つまり、脱会後の社会適応性はカウンセリングが長期間にわたっている方がよい傾向にある。このようなカウンセリングは心理専門職によ

るものではない「説得者」と「反統一教会陣営」という場でなされたものである（西田・黒田, 2003）。

双方の研究意図や立場の相違は異なるし、一方はディプロミング場面、他方は脱会カウンセリング及びその後のケアと、対象とする局面が違い、簡単に比較できない。しかし、事実として確認できることは、1)統一教会の脱会者で「説得者」や「反統一教会陣営」との関わりを継続することで心理的安定を得られる信者が相当いる、2)その要因は、脱会カウンセリング以上に、その後のケア・ネットワークの存在が大きいということであり、3)脱会カウンセリングのみで終わり、その後のケアを受けない場合は、受けたものに比べて心理的問題を抱える傾向にあるということである。池本・中村の症例はわずか1例であり、脱会カウンセリングを受けた元信者の典型的な事例とは言えない。西田の調査は脱会カウンセリングの直接の心理的効果を測定したのではないので、脱会カウンセリングが脱会者の心理にどのような影響を及ぼすのかに関して、一般的な推定をなすことはできない。但し、脱会カウンセリングにおいて、脱会させること以上に、その後の精神的ケアをなすことで脱会者の心理的負担を軽減できることが示されている。

このような学術的研究から米本の取り上げた3人の元信者の事例を考察すると、脱会時の脱会カウンセリング以上に、その後のケアを十分受けられなかった可能性が推測できる。米本のレポートや当人のホームページを参照する限り、この3名が十分な合意を得てカウンセリングに移行できたとは言えない。しかし、それ以上に問題であるのは、なぜこのようなカウンセリングを受けなければいけない状況に至ったのかを、カウンセリングを通して納得できなかったところにある。逆に言えば、そのまま統一教会信者として生きていくか、脱会して別の人生を生きるか、自分の意志で決断できるようになる前に選択を急がされたのではないだろうか。例えば、統一教会でどのような信者としての生活を送ってきたかについては、典型的なコースがあるとはいえ、担当部署により様々であり、信仰の中身も信者自身の元来の考え方や感受性に依拠してそれぞれである。必ずしも、皆がみな信者として生きてきた人生全てを騙されたとして否定するものではない。それなりに充実した生や喜怒哀楽の瞬間はあったろう。そうした時間・空間が一方的に断たれてしまうことに対する痛みや恐怖が当然ある。それをカバーできるだけの家族のサポートやカウンセラーの側のケアがあるかどうか、やはり問題なのだと思う。「統一教会は問題だが、監禁は本当に苦しかった。少なくとも強引な路上保護だけは絶対に止めてほしい」という本人の訴えは、結局のところ、この問題を示唆しているように見える。

他方で統一教会信者であり続けたら、靈感商法として批判される様々な経済活動や、違法な伝道活動に従事し、一般社会に多大な迷惑をかける可能性にも思いが至るはずである。先に述べた西田・黒田の調査によると、元統一教会信者、元オウム信者共に、脱会カウンセリングを受けたものの方が、受けないで自主的に脱会した信者よりも自信喪失感を抱く傾向があるという。自責の念が強化されるわけである。それが教団に対する怒りに変わる。何度も言うが、統一教会信者の場合、騙されたのは事実である。

特定教団から脱会し、別の人生を歩むということは大きな飛躍である。脱会には、物理的脱会（脱会カウンセリングへ移る）、精神的脱会（脱会カウンセリングを受けたことの意味と意義に納得する）、自己の再構築（家族や精神的支援をしてくれる人達との関係の中で、新しい職場や家族との生活を再開する）の段階がある。脱会カウンセリングの後遺症として見られる症状は、精神的脱会の段階でつまづいてしまった事例と考えられる。もちろん、脱会しないという選択肢もあるのだから、その場合は元の教団に戻るということになるかもしれない。しかし、二段階以降にも進まず、教団へも戻れず、身体的・精神的疾患を持ってしまうという状況は、中途半端な状態へのいらだち、焦り、不安等の表れであり、それを解消する術が見いだせないということなのである。確かに、第一段階への導入と第二段階への移行がうまくいかなかったということが PTSD の原因であったかもしれない。そのように名付けて、原因を特定することで、問題の根に気づき、それを解消できればそれにこしたことはない。しかし、症状が長引けば、初期の要因よりも現在の症状がさらに次の症状を生み出し、現状を改善する手だてが企てられなければ、さらに悪化するという悪循環に陥るだろう。このような段階では、初期要因を批判するだけでは問題は解決しない。

脱会者は、脱会を決意するまで心理的葛藤を経験し、脱会後も社会に適応できるまで心身症的傾向を示す例が少なくない。そうした状態の時に周囲の理解をなかなか得られないことも脱会者の悩みになる。もう脱会したのだから新しい生活を切り開いていくべきではないか、いつまで過去にとらわれているのか、頑張れといった言葉は辛いものになる。そのような状況で語られる言葉や態度には、家族や一般社会との様々な葛藤が表現される。

2000年1月28日、新潟で小学4年時から9年2ヶ月もの間、男に監禁されていた少女が保護された。風呂・トイレもない二階の男の部屋で思春期を生き抜いた少女は親元に帰ることだけを希望に生き抜いた。心身の傷痕は想像を絶する。あまりにもむごい事件であった。この事件報道で「監禁」の文字を見た際に、米本が紹介した元信者は自身の拘束されたカウンセリングを想起し、次のように語った。「監禁された少女の事件を知って、羨ましくて涙が出た。あの子は、いつか両親が助けてくれるという希望があったわけでしょ。そして現実に救い出された。私は実の両親に監禁された。親にレイプされたような気がするんです」。

この脱会カウンセリングを批判する元信者の言葉を米本は額面通りに受け取っている。しかし、その気持ちは受けとめた上で、やはり、そのような表現の裏にある親との葛藤や心身症的状态（うつ状態）を考慮すべきではないか。すなわち、彼女は、親の言い分は理屈として分かるが、感情では受け入れられなかった。親の愛情の示し方やカウンセラーの言葉に対する「期待」もあるし、「甘え」もある。さらに、この少女が失った時間を洞察できるほどの精神的余裕もない。羨ましくて涙が出たという心理状態は、おそらくこの人の平常心ではあり得ないことだったのでないか。

脱会カウンセリングにおいて、騙されていたことを縷々説明するだけでは信者の心を解きほぐせない。プラス・アルファが必要なわけであるが、これはカウンセラーの技量以外

にも、対象者との相性という問題もあるだろう。脱会したから終わりではないということは、近年ようやく気づかれてきたことであって、それまでは間違いに気づけば元の自分に戻ると思われてきたところがあった。しかし、そうではない。

この点で、米本の脱会カウンセリング批判は、重要な問題点の指摘を含んでいたのであるが、問題解決の方法としては効果を期待できない、ジャーナリスティックな批評に終わっているように思える。脱会者に対して、どのような人生を構築していくのかに関わる具体的な指針やケアの方策を欠いた脱会カウンセリング批判にさしたる意味はないだろう。信者の中には拘束されずとも家族との話し合いに応じる人はいるだろうし、自然に脱会する人もいたかもしれない。しかし、多くの信者は既に脱会してしまったのである。そのこと自体は動かしようがない事実である。そこから、人生の再構築を始める人達をどのように支援していくべきなのかを考えたほうがいいのではないか。

事例に取り上げられた元信者の訴えは現時点ではリアルなものである。しかし、脱会後しばらくの間、これほど強烈な否定的な感情を家族やカウンセラーに向けていたのだろうか。数年前、3人のうちの2人に会ったことがある筆者にも、彼女達の主張の方向性は当時と変わらないが、その強さが増しているように思われる。彼女達は、数年後にも、同じような思いを抱えているのであろうか。抑鬱症状を抱えた人達の気持ちやその表現には波がある。その人達を支えていく家族の精神的疲労の度合いも相当なものであり、また変わっていくものである。それを考えると、現時点の気持ちを客観的なものとして文字化し、記録した米本の文章には疑問が残る。彼女達が家族に向けた鋭い言葉をそのまま残してよかつたのだろうか。家族はもとより、本人にも痛みが残るのではないか。米本のレポートのサブ・タイトルには、「統一教会信者『脱会』後の重い十字架」とあった。十字架を科したのは誰か。

6 脱会カウンセリングをめぐる語りと記憶

6-1 2つの異なる物語

1996年に統一教会の元信者と現信者の二人が、『マインド・コントロールされていた私ー統一協会脱会者の手記ー』（南哲史、日本基督教団出版局）、『ひとさらいからの脱出ー違法監禁に二年間耐え抜いた医師の証言』（小出浩久、光言社）、という本をそれぞれ4月と11月に刊行している。どちらも、脱会カウンセリングの直後に気持ちを整理するためにまとめられたものである。しかし、一方は統一教会を脱会し、教団の教義・組織と布教・教会方法をマインド・コントロールとして告発し、他方は統一教会に戻り、「改宗請負人」によって「監禁」されたことを告発した本である。出版社も、統一教会を批判する日本基督教団、統一教会の出版社である光言社と、それぞれの著者が脱会後に社会関係を維持する対照的集団があることを示している。室生や米本がレポートする以前より、脱会カウンセリングをめぐる論争は始められていたのである。

南は大学生時代に伝道され、社会人になって脱会カウンセリングを受けるまでに数年間の信者生活を続けた。この本には、入信・回心の経緯や、物品販売活動に従事した体験、自己保身的教団幹部と熱狂的な一般信者との落差に矛盾を感じたこと等が詳細に描かれている。しかし、教団に騙された被害者という信者像をさらに深め、「マインド・コントロールをかけられながらも、逆に燃える情熱と喜びすら感じていたもう一人の自分がいたと言うことを絶対に見落としてはならない---多くの人をだませたのもまた現実には自分であるということ。極限状態におかれた自分が、いともたやすく別人に変貌できたこと。(196-197)」という自己省察にまで至っていることも本書の特徴である。

脱会カウンセリングの位置づけに関しては、統一教会信者の場合「原理以外の自由は、自由ではなく、墮落だ」と教え込まれるために自力で脱会することが非常に困難であるため、「信者自身をマインド・コントロールから救い、社会にとっての不幸を終わらせるためには『保護』という手段が最も効果的です。(158)」と述べる。自身も「保護されなければいまだに自分が信者であったに違いないという確信があるから(158)」である。南は「保護」された直後は、親や親族の対応には大いに不満で、説得に来た牧師を論破しようと身構えていたのだが、1枚の写真によって信仰が崩れかけたという。それは統一教会の「主の路程」という研修や教団内文書、カレンダー等にも用いられた、教祖文鮮明が弟子朴正華を背負って北朝鮮から南に逃れるところを国連軍のカメラマンが撮ったと言われている写真である。しかし、統一教会ではフォーカスの甘い写真を使用していたのだが、オリジナルの写真の子細を見ると、文鮮明教祖と思っていた人は、弟子ならぬ老人を背負った別人であったという。それ以外にも、教団の刊行物や内部資料同士の不整合、矛盾等に気づき、統一教会を批判する書籍にも手を伸ばすようになった。そして、南は脱会した。脱会後の心の空白は簡単に埋めることができず、自分は騙されたという被害者意識、他人への不信感、そして人を騙して物品販売をしてきたという罪悪感にさいなまれ、うつ状態に陥った。しかし、自分が信者の時に持っていた自己犠牲の気持ちすら、自分は普通の人知らないことを知り、特別なことをやっているという選民意識の裏返しではないかと反省し、自問自答する日々を送って、ようやく自然体の自分を受け入れられるようになったという。

それから社会生活を始め、新しい人生を軌道に乗せるためにさらに数年の時間を要したであろうことは想像に難くない。南は「脱会作業とは一生かかることかもしれません。(195)」という。脱会とは、入信前の元の自分に戻るのではなく、信者という生活時間の経験を再度省察することで、新しい自分を構築することであろう。南は「マインド・コントロール」という概念によって、自分の置かれた客観的状況や煽られた信仰とでもいべき心理状態を解釈した。しかし、そこに自身の弱さをも認め、その弱さを利用する教祖や教団の姿をも見ている。「悪を滅ぼして理想的な世界をつくりたいという心の中にまちがいがひそんでいたのかもしれません。---いかに悪を憎んでいる信者でも、人間の持つ本能や欲望がわきあがってくることを止めることはできません。それが信者に、自分自身も墮落人間の一人であるという失望を感じさせ、自分を許し新生させてくださるメシアという

存在を渴望させました。---そういった信者の迷信が、文教祖のナルシスティックな妄想をさらに強めていきました。---多くの偶然がかさなったとはいえ、こういった人間を神とあがめてしまうわれわれの心にひそむ盲信性こそ、彼にも増しておそるべきものかもしれません。(198-199)」

おそらく、このような南の自己認識や教団観は、小出によれば、「改宗請負人」により脱会カウンセリングで植え付けられた「強制改宗」の証ということになるだろう。小出は1983年頃から統一教会に入信し、医大卒業後、統一教会系の「一心病院」で内科医になった。

1992年6月、脱会カウンセリングに入り、数カ所のマンション等を移動しながら、家族、牧師、元信者達と話し合いを繰り返すが、信仰はますます強化された。靈感商法とは、「宗教学者の教会がやっていたのではなく、熱心な信者の一部が個人として自主的にやったことだ。(46)」という。南は医学生・医者という立場であったから、資金調達活動には動員されなかったのであろう。そして、南が愕然としたという同じ写真には、「その写真は、別に統一教会が捏造したものでも、作為的に文師のものだと断定したものでもなかった。たまたま、韓国動乱の時、文師と朴氏が南に逃れる状況を伝える写真として説明のために利用されていたものが、本人たちの写真として一人歩きをしたに過ぎなかった。(72)」という。彼の信仰は揺るがなかった。しかし、脱会しないことには説得の場から逃れることはできないということで、小出は統一教会の信仰から心が離れたことを装うことにした。1994年4月には牧師の教会で洗礼も受ける。こうして地域の病院で医師として勤務していたが、5月に一心病院に戻り、信者の生活を再開した。国内の研修会、韓国の修練会で信仰を復活させ、1995年に36万組国際合同祝福結婚式に参加して現在の伴侶を得ている。

小出は、2年近くの脱会カウンセリング、両親との話し合いの中で信仰を捨てなかったが、その理由を次のように語る。「自分の罪深さを自覚し、統一原理が導く救いによってしか、この罪から解放されることがない自分であることを深く実感していた私にとって、統一原理を捨て去ることは永遠の死をも意味したのである。しかし、何よりも、大きな理由は、統一教会の中で信仰の訓練を受けることによって、私は『祈り』と『み言』から力を得ることを身につけることができていたことによる。(222)」

ところで、小出の手記は極めて冷静な筆致であり、説得の現場では、先に述べた脱会カウンセリングの裁判において元信者が牧師を告発するような、「改宗請負人」達の暴力的な言動は殆ど記述されていない。統一原理の教義的問題や靈感商法の社会的問題という説得する側が持ち出した議論を些細なことといなし、結局、信仰の強さ・深さによって苦境を乗り越えたことが全編を通して描かれている。しかしながら、小出の信仰の中身は、抽象的な信仰論が主であり、教会生活に即した神体験や様々な教会組織の内部をかいま見たような記述がない。「医学生から医者という立場でしか信仰生活を送ってこなかった自分にとって、教会の活動を専門に行う期間はそれまでになかった信仰的充実感を与えてくれ、とても貴重であった。(219)」と述べるように、小出は伝道活動や物品販売活動に専門的に従事させられた経験がない。少なくとも、統一教会信者という身分しかない前線スタッフと

は違う信仰生活をしてきたのであろう。それが、信仰を純化させ、抽象化させているようにも思える。そういうわけで、具体的な事実関係をいくら指摘されても、信仰が揺るがなかったのではないだろうか。

6-2 構築される記憶と語り

南、小出共にほぼ同じような脱会カウンセリングを経験し、正反対の評価を下している。両者の主張を読み比べて、普通の読者は混乱するに違いない。どちらの主張が正しいのか、双方の主張を紹介している筆者がどちらを支持しているのか、結論を聞きたいと思うだろう。筆者は統一教会に批判的な立場を持つ以上、南の主張を最終的には支持する。しかし、小出が経験したという事実的事柄や信仰告白を否定することもできないと考えている。南には南の、小出には小出にとってのリアルな経験があった。そのような体験を想起し、一つの方向性とまとまりをもった経験として表現していくことは、作者としての彼等に科せられた課題であったが、全くの個人的営みというわけではなかった。

ここでは、想起するという行為と、自己物語の構築という2点から、いわゆる体験者の証言を扱う際に生じうる様々な問題を考えておくことにしたい。

想起するというのは記憶を蘇らすということである。俗に人の記憶ほどあてにならぬものはない等と言われるが、目撃者証言等の研究から記憶には誤りが少なくないとされる。その誤りとは本人が意図的・作弄的になしたというよりも、記憶した本人の属性と対象との関係（年齢、異人種バイアス等）や出来事を経験した状況（ストレスの度合い等）、想起する際の状況（取り調べ、各種カウンセリング）によることが分かっている（巖島, 2005:11-27）。脱会カウンセリングの裁判において、カウンセリング最中の牧師や信者の言動に関して、原告側と被告側双方の陳述は大きな食い違いを見せたことがたびたびあった。信者側は涙ながらに牧師から信仰を否定する暴力的言動を被ったことを語るのであるが、それは牧師の記憶とかなり異なるものであった。まさに、同じ言動でも記憶した本人の状態や受け止め方の違い、どういう目的でそのことを想起し、役立てるのかということによって、記憶にはそれなりの脚色が施される可能性がある。これは統一教会の現信者だけではなく、脱会した元信者の場合でも同じことが言える。脱会したことを肯定的に評価する現在があれば、その時は驚愕し、恐怖を覚えた言動であっても、その一喝がなければ自分は目覚めなかったかもしれないと思ひ直し、当時の感覚とは異なる感覚で想起することもあり得る。法廷ではどちらが真実かを争うのであるが、記憶の信憑性ということであれば、白黒の決着はつけられないグレーゾーンがある。

南の場合、統一教会信者であった時の記憶や当時の解釈と現在のそれに差異があるために、自身の記憶や認識に対する相対性の自覚が感じられる箇所がある。彼は珍味売り等の訪問販売に従事し、客に冷たくあしらわれた際に気力が萎えてしまった時、「これが迫害された文先生の気持ちか。これしきがなんだ。神様、自分は絶対負けません。（南, 1996:66）」と決意したという。これには、「相手が怒ったり断るのを心から感謝することによって、相

手の霊界の罪や恨みを晴らすことができる。そしてそれが信者の功労となり、どんな人でも愛せる人格になり、死後は天国に行けるのだということです。(同上)」という統一教会の「復活論」が教え込まれていたから、そのような解釈によって神を感じていたのだという。老人や親切な人にも売っていたが、「良心的な人を騙していたのだと思うと、苦い思い出です。あやまって済まないことだとは知っていても、申し訳ない気持ちでいっぱいです。(67)」と現在の心境を語る。このように「神を感じた感覚」は解釈枠組み次第で変化することを示している。小出は信仰の揺れや転換がないために、記憶と信仰的証しが一致している印象を受ける。

次に、自己物語の構築過程である。自分が何をしたのか、どういう状況にあったのかを語る行為は、単に過去の記憶を辿るだけに留まらず、自分が現在何であるのかを積極的に人に伝えようとする行為である。様々な宗教集団に加入した信者の入信過程や入信動機に関して、これまで多くの研究がなされてきた。そこで分かったことは、現信者の入信動機の語りは、相当程度に教義や教団の発展段階、或いは信者の信仰の深まり具合に応じて変化していくということであった(川端・吉田, 2004)。しかも、体験談を物語ることによって信仰を証ししていくような教団にあつては、物語の編成に教師や信者集団の影響が大きいことも分かっている(大谷、川又、菊池, 2000)。つまり、信仰に関わる物語は、信者の人生の中で常に構築され続け、教団とはそのような構築を推進する社会集団なのである。そして、このことは脱会者の研究においても同じように指摘されている。すなわち、脱会者の自己物語もまた、脱会という経験に関わった人々との関係の中で構築され、当該の教団を批判する人達や集団によって安定的な物語になるのであると。ここから、脱会者の証言は、背教者の特異な心理(やめたという負債感をうめるべく所属教団の価値を下げるような批判を行う)や言説(カルト視、マインド・コントロール批判等)が内面化されているので、それらを事実として特定の宗教をカルトとして批判するのはおかしいという議論が新宗教研究においてなされてきた(Bromley, 1998)。要するに、信者の語りにせよ、脱会者の語りにせよ、当人のアイデンティティを確保し、生きる意味を保障する集団によって、入信・回心し、信仰を継続する動機は産み出され、再生産されていくのである。

南は脱会カウンセリングによって脱会し、社会に再適応することができた。これはマインド・コントロールされていたという元信者の代表的な自己の再構築に関わる語りであり、彼の脱会及び脱会後のケアに関わるカウンセラーや、統一教会に批判的な集団により支持された。それに対して、小出は脱会カウンセリングによる拉致・監禁、強制説得を逃れて信仰を維持し続けた。これは統一教会信者の典型的な語りであり、信仰を自己選択と位置づける統一教会や多くの宗教社会学者により支持されている。

どちらの言い分が正しいのかという議論がカルト論争、マインド・コントロール論争としてアメリカでは20年来、日本でも10年来なされてきた。元信者側は教団によりマインド・コントロールされたと訴え、現信者は「改宗請負人」により強制説得を受けてきたと反駁してきた。日本において、前者は違法伝道訴訟、後者は脱会カウンセリングの個々の

裁判があった。裁判はあくまでも個別の事例を裁定するものであり、布教行為や脱会カウンセリングを総体として評価するものではない。従って、元信者側、現信者側ともに、裁判や「信教の自由」を擁護する学会や会議等で自分たちの主張に合う学会の議論を援用したり、専門家として証人に立てたりしながら、この論戦を継続しているのである。

南と小出の著作は、このような状況の中で書かれ、また、読まれていく。両者とも彼等が関わってきた人達や集団の中で、何度も助言を受けながら、再考に再考を重ねて編み出された自己物語である。彼等はカルトを批判する団体、教団という宗教組織の人達と共同で、自身の経験を構築してきた。少なくとも、自分をサポートしてくれる集団の主張と異なる視座で自己物語を構築することは困難であったろうし、元信者や現信者の数ある手記の中で出版に至ったというのは、サポート集団により練り上げられ、公認される議論を展開できたからである。そして、読者として想定されている人達も半数はサポート集団であろう。どちらの議論も特定の集団や社会関係においてはリアルであり、正しい。しかし、利害関係において鋭く対立する元信者と現信者の間では、一方の自己物語は他方にとって、関係者や組織のイデオロギーによって歪曲されたものと受け取られるだろう。その意味で、一般的にどちらが正しいのかという議論は成立しない。

では、直接の利害関係にはない一般の読者にとって、当事者の語りというのはどのように読まれるべきなのだろうか。それは読者に委ねられている。どのように読もうと自由なのである。筆者は元信者と現信者の証言を物語として読み直し、統一教会を批判する人達と統一教会の人達それぞれの社会的主張の構造を読み込もうとしている。この点を最後に述べておこう。

7 教団を辞めない自由/脱会させる自由をどのように考えるか

7-1 パラレルな議論の構造と行為の脈絡

本章では、脱会カウンセリングを事例として、特定教団の信者をやめる自由（やめさせる自由）とやめない自由（やめさせない自由）の相克を見てきた。その対応関係はねじれており、実際のところ、家族・関係者が現信者をやめさせる自由と現信者のやめない自由、教団が現信者をやめさせない自由と現信者のやめる自由とが対応している。前者は脱会カウンセリングの状況そのものであり、後者は教団の信者に対するマインド・コントロールとして問題化されている。一方の自由度を高めると他方の自由度が低くなるというジレンマがある。

元信者側、現信者側ともに主張は極めて似通っている。ある人にとっては「信教の自由」が侵害されて、特殊な信仰の下で人生を費消させられてしまった。別の人にとっては、「信教の自由」が危機に瀕する事態にさらされてしまった。彼等に働きかけた教団は「布教の自由」を主張し、脱会カウンセリングを施す信者の家族とカウンセラーは、「精神の自由」を主張する。一方は、「マインド・コントロール」という精神操作の勧誘・強化方法の特殊

性を論じ、他方は、「拉致監禁」「強制説得」「強制改宗」という精神操作の特殊性を批判する。

一般読者にとって、どちらの議論により正当性を認めるかは、畢竟、統一教会という教団への評価如何によるのではないかと思う。研究者、ジャーナリストといっても、この問題に対して何ら特権的地位から客観的評価を下せるものではない。つまり、どちら側の自由度を高めるべきかという問題に、個人の人権・自由を最大限認めるべきだといったところで自らの立論を正当化する根拠にはならないのである。ここで室生や米本が主張した抽象的な人権論や「信教の自由」といった概念の限界が明らかになる。人権や信教の自由という概念は、統一教会によっても、脱会カウンセリングを行うものによっても実践的に用いられている。その特定の社会的コンテクストを明らかにした上で、特定行為の自由や特定の状況に置かれている人々の自由、或いは人権をどのように評価したらよいのかという問題こそ、考えなければならないのではないか。

統一教会の違法伝道、靈感商法として批判されてきた社会的行為をどう評価するのか。どちらも最高裁で違法性が認定された。それに従事している信者を憂う家族と家族を支援する牧師やカウンセラーがいて、信者を脱会させることを「救出」と考えており、教団側はこれを「信教の自由」に対する侵害として批判している。この状況が具体的なコンテクストである。室生や米本はこの点をあまりにも軽く見ており、脱会カウンセリングの形態的側面にとらわれている。それはかなりの部分、統一教会が主張する「強制改宗」批判やそれに基づいた裁判資料、に依拠した議論であり、目的が正当であれば手段は選ばないのかという極論を展開しているに過ぎない。そして、実際に、そのようなことを主張する親も脱会カウンセラーも存在しないのは言うまでもない。念のために、現段階の脱会カウンセリングの水準を示唆しておいた方がよいと思われるので簡潔にまとめておきたい。

7-2 脱会カウンセリングの今後の展望

第一に、日本脱カルト協会（日本基督教団の牧師が多数所属）をはじめ、脱会カウンセラーが研修を行うグループやネットワークでは、カウンセリングの倫理条項を定めており、クライアントに対するインフォームド・コンセントを取らずにカウンセリングを行うことはあり得ない。但し、家族が信者から十分な合意を得られないままにカウンセラーに脱会を依頼する例もあり、それは本章で違法な拘束とされたような事例になる。さらに言えば、カウンセリングを目的としない脱会（奪回）を請けおう人達が日本に全く存在していないとは言い切れないが、室生や米本が挙げた事例には該当していない。

第二に、現在の脱会カウンセリングとは、「カルト」視される教団に入信した信者を抱える家族の精神的サポートを第1段階として、第2段階に家族の話し合いの支援、第3段階で脱会した信者の心理的サポートを行う一連の、長期間にわたるカウンセリングを指す。第2段階だけをことさらに取り上げるのはバランスを欠いており、実態にも即していない。つまり、第1段階で留まる家族へのサポートが実際には多いのであり、第2段階への移行

は、本人が家族の元へ一時的にせよ帰ってきて、話し合いに合意しない限り不可能である。室生は第1段階を殆ど無視しており、米本は第3段階のケアがあることを知らないかのようである。そして、それぞれに難しいケアの問題があり、カウンセリングだけでは解決できない事柄が多い。

第三に、脱会カウンセリングの課題は脱会後の元信者のサポートである。身体だけ脱会しても、思想的・感情的に「カルト」視された教団と距離がとれるようになるまでは相当の時間がかかる。アイデンティティの喪失、自尊感情の低下、罪悪感の増大、精神的不安を乗り越えて、社会に再適応し、新しい自己を構築していくのは並大抵のことではない。特に、社会的軋轢が強い集団において活動的であり、組織内地位も高かった元信者は、再適応が難しいと言われる。男性は青年期の数年から十数年の職歴が履歴書に書き込めない。普通の就職は難しい。女性も特殊な環境のなかで青年期を過ごしてきたために、配偶者選択は事情をすべてのみこんでくれる人でないとなかなかうまくいかない。「カルト」視される教団信者の社会復帰というフレーズがよく使われるが、実際は厳しいものである。

こういう状況の中で、精神的不安定さを抱えたまま社会に再適応できない元信者は決して少なくない。米本は脱会カウンセリングのトラウマに全ての要因を求めているが、後遺症は教団生活に由来するのか、脱会カウンセリングか、或いは、その後の社会不適応により発症したものか、弁別は難しいのではないか。一つの精神的疾患を生む要因は複合的であるし、一つの原因を取り除いただけで症状が緩解されるほど、脱会後の信者の生活は簡単なものではない。

最後になるが、脱会カウンセリングに携わっている人々の多くは牧師であったり、仏教者であったり、宗教に携わるものの使命感からボランティアでやっている人々が多い。「脱会」を保障するような人はいない。脱会するのは本人であり、信仰生活に再考を促す家族の熱意である。熟考しても信仰を継続する人は当然ながらおり、それはそれとして尊重されるし、家族はそうした子供達とそれなりの関係を保たざるを得ないのである。筆者は、幸いにして「カルト」信者を脱会させてやるとか、脱会させてやった等と語るカウンセラーには会ったことがない。支援者としての位置と支援することの喜びをわきまえた人達だけであった。彼等を「強制説得」者、「改宗請負人」と呼ぶことほど不適切な言い方はない。

付記 本稿執筆にあたっては、靈感商法被害対策弁護士連絡会及び日本脱カルト協会の集会において資料の教示、関係者への聞き取り等配慮をいただいた。また、ここには名を記さないが、様々な形態で脱会カウンセリングに関わってきた数名の脱会カウンセラーから脱会カウンセリングに伴う難しい課題を教示していただいている。記して、感謝します。

参考文献

Antal, Chris. 2003. "Forcible 'Deprogramming,' the Japanese State, and International

Human Rights,” *Journal of Unification Studies* 5:51-80, Unification Church Theological Seminary

Bromley, D. G. 1998 *The Politics of Religious Apostasy*, Praeger.

池本桂子・中村雅一 2000 「宗教からの強制脱会プログラム（ディプログラミング）により PTSD を呈した 1 症例」として報告されている（『臨床精神医学』29(10):1293-1300）

巖島行雄 2005 「目撃者証言の心理学」菅原郁夫・サトウタツヤ・黒沢香編『法と心理学のフロンティア』北大路書房。

川端亮・秋庭裕 2004 『霊能のリアリティへー社会学、真如苑に入る』新曜社。

小出浩久 1996『ひとさらいからの脱出ー違法監禁に二年間耐え抜いた医師の証言』光言社。

Lewis JR, Bromley David G, 1987, “The Cult Withdrawal Syndrome: A Case of Misattribution of Cause?” *JSSR* 26-4:508-522

南哲史 1996 『マインド・コントロールされていた私ー統一協会脱会者の手記ー』日本基督教団出版局。

マインド・コントロール研究所編 1999 『カルトで傷ついたあなたへ』いのちのことば社。

マデリン・ランドー・トバイス、ジャンジャ・ラリック 1998 南暁子訳『自由への脱出ーカルトのすべてとマインドコントロールからの解放と回復』中央アート出版。Madeleine

Landau Tobias, Janja Lalich, 1994 *Captive Hearts, Captive Minds : Freedom and Recovery from Cults and Other Abusive Relationships*

西田公昭・黒田文月 2003 「破壊的カルト脱会後の心理的問題についての検討：脱会後の経過期間及びカウンセリングの効果」『社会心理学研究』18-3:192-203

大谷 栄一、川又俊則、菊池 裕生 2000 『構築される信念ー宗教社会学のアクチュアリティを求めてー』ハーベスト社。

ジーン・カルロ・ロス、マイケル・ランゴネ 1995、多賀幹子訳『親がわが子をカルトから守る法』朝日新聞社。Joan Carol Ross, Michael D. Langone, 1988 “CULTS:What Parents Should Know” Carol Publishing Group

櫻井義秀 2004 「世俗化の限界、政教分離への異論」『講座宗教学 9 宗教の挑戦』岩波書店。

新聞・雑誌記事、裁判資料（判決文、陳述書）等は本文の中で出所を明示してある。関係者等への聞き取り調査資料は、問題の性格上、本人のプライバシーに配慮して特に出所を明示していないものもあることを断っておきたい。